



鳥取県公報

平成 25 年 6 月 25 日 (火)
号外第 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (57) (業務効率推進課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

法人及び団体の検査及び指導業務について、実施体制の強化を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 行政監察・法人指導課の所掌事務に、法人及び団体の検査及び指導のうち知事が特に指定する事案に係るものに関するものを加える。
- (2) 施行期日は、平成25年7月1日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第57号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(総務部各課の所掌事務) 第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 総務課～営繕課 略 行政監察・法人指導課 (1)～(4) 略 <u>(5) その他の法人及び団体の検査及び指導のうち 知事が特に指定する事案に係るものに関するこ と。</u> 工事検査課～人権局人権・同和対策課 略	(総務部各課の所掌事務) 第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 総務課～営繕課 略 行政監察・法人指導課 (1)～(4) 略 工事検査課～人権局人権・同和対策課 略

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。